

■ 令和元年度決算に基づく健全化判断比率等の公表について ■

◎ 五條市の健全化判断比率等

健全化判断比率	令和元年度	早期健全化基準	財政再生基準	平成30年度
①実質赤字比率	－（Δ1.86%）	13.23%	20.00%	－（Δ2.81%）
②連結実質赤字比率	－（Δ7.73%）	18.23%	30.00%	－（Δ6.49%）
③実質公債費比率	15.0%	25.0%	35.0%	15.3%
④将来負担比率	123.2%	350.0%		123.1%

※ ①、②では、実質赤字額、連結実質赤字額が無い場合、「－（該当なし）」であり、参考値としてカッコ内に黒字の率を△で表示

⑤資金不足比率	令和元年度	経営健全化基準	平成30年度
水道事業会計	－（Δ69.5%）	20.0%	－（Δ42.6%）
下水道事業特別会計	－（Δ11.2%）		－（Δ14.3%）
農業集落排水事業特別会計	－（0.0%）		－（0.0%）

※ 各事業とも資金不足額が無い場合、「－（該当なし）」であり、参考値としてカッコ内に資金剰余の率を△で表示

○ 健全化判断比率等の種類

①実質赤字比率	一般会計等（五條市では、一般会計、墓地事業特別会計、大塔診療所特別会計）の実質赤字額の標準財政規模に対する比率
②連結実質赤字比率	一般会計等に加え、他の特別会計、水道事業会計も含めた全会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率
③実質公債費比率	一般会計の元利償還金及び特別会計への繰出金や関係する一部事務組合への負担金のうち元利償還金に充てられたとされる金額を合算した金額の、標準財政規模を基本とした額に対する比率の3カ年平均値
④将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率（五條市の場合、対象とする会計は、五條市の全会計のほか、関係する一部事務組合、五條市土地開発公社など）

上記4つの健全化判断比率および、

⑤資金不足比率	公営企業（五條市では、下水道事業特別会計、水道事業会計など）の赤字額である資金不足額の、事業規模である料金収入の規模に対する比率
---------	--

【標準財政規模】 標準的な状態で通常収入されると見込まれる市税、普通交付税など経常的一般財源の規模を示すもの。自治体の標準的な状態での財政規模を表す指標

◎ 地方公共団体財政健全化法の概要

1. 目的

地方公共団体の財政の健全性に関する比率（健全化判断比率等）を算定・公表し、その比率に応じて財政の早期健全化又は財政の再生等に必要な措置を講じることにより、地方公共団体の財政の健全化や、公営企業の経営健全化に資することを目的としています。重要な点として、これまでになかった早期健全化基準を設けることにより、早期に財政健全化のための是正が可能となりました。

また、これまでは収支の状況（フロー）を示す指標のみでしたが、負債等の状況（ストック）を示す指標も導入され（将来負担比率）、より多角的な財政状況の分析が可能となりました。

2. 算定した健全化判断比率等について

4つの健全化判断比率と公営企業の資金不足比率について、算定したのち五條市監査委員の審査を受け、その意見を付して議会に報告し、公表することが義務づけられています。

健全化判断比率等のどれか一つでも基準を超える場合は、議会の議決により健全化計画もしくは再生計画を定め、その実施状況を公表することになります。健全化判断比率等の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画等の策定は平成20年度決算から適用されています。

3. 早期健全化基準・財政再生基準・経営健全化基準について

（1）早期健全化基準

健全化判断比率（①～④）のうち、どれか1つでも、早期健全化基準を超えた場合は、財政健全化団体に指定されます。この場合、議会の議決を経て財政健全化計画を策定し、自主的な改善努力によって財政健全化に取り組むこととなります。例えて言えば財政運営に関して「イエローカード」の状態です。

（2）財政再生基準

健全化判断比率（④を除く）のうち、どれか1つでも、財政再生基準を超えた場合、財政再生団体に指定されます。この場合、議会の議決を経て財政再生計画を策定し、国等の関与のもと確実な財政再生に取り組みます。国の厳しい管理のもと、税金や使用料の値上げ、学校などの統廃合、人件費の大幅な削減などの実施が考えられ、市民サービスにも大きな影響が出ます。旧制度における財政再建団体がこれに相当します。例えて言えば、財政運営に関して「レッドカード」の状態です。

（3）経営健全化基準

資金不足比率（⑤）が経営健全化基準を超えた場合、基準を超えた公営企業ごとに経営健全化計画を策定し、自主的な改善努力により、経営健全化に取り組めます。

◎ 健全化判断比率等から見る五條市の財政状況

五條市の健全化判断比率等は、すべての比率において基準値内にありますが、以下のことに留意し、財政の健全化に努めていく必要があります。

○実質赤字比率

当比率が対象とする一般会計等の実質赤字額については、令和元年度においても黒字のため、実質赤字比率の該当はありませんが、地方交付税の減少や公債費の増加等により黒字額も前年度より減少しています。これは、本市の財政状況が、労働力人口の減少等により市税の減収が見込まれること、市税等の自主財源の割合が低く地方交付税など国から受ける財源に依存した財政体質であり、その増減の影響を大きく受けること、また、高齢化等に伴う社会保障関係経費への負担増や老朽化施設の維持・改修等経費の増加からであり、引き続き厳しい状況が続く見通しであり、今後の推移に留意し健全な財政運営に取り組んでいく必要があります。

○連結実質赤字比率、資金不足比率

本市の全会計を合わせた連結実質赤字額、各公営企業の資金不足額については、令和元年度決算においても黒字又は赤字額ゼロのため、当比率の該当はありません。しかしながら、本市の特別会計においては、一般会計からの繰出しにより赤字を解消する形となっており、毎年度、特別会計への多額の繰出しが、一般会計を圧迫していることから、将来を見据えた計画的な事業の実施、コスト削減など、経営の一層の合理化・効率化を進めていかねばなりません。

○実質公債費比率、将来負担比率

本市の数値は基準値内にありますが、類似団体（全国の市の中で、人口規模や産業構造が類似しているグループにある団体）と比較すると高い状況にあります。

過去に公共事業を実施した際発行した市債等の残高が大きいことが主な要因ですが、今後も大きな事業が控えており数値の悪化が懸念されます。

以上の状況から、将来を見据え行財政改革の推進、効率的かつ効果的な予算の編成など、財政健全化に向けた取組を継続的に行っていく必要があります。

※参考：五條市一般会計 決算額比較

[単位：千円、%]

歳入	元年度決算額	30年度決算額	増減率	歳出	元年度決算額	30年度決算額	増減率
市税	3,440,059	3,463,962	△ 0.7	人件費	2,628,101	2,765,318	△ 5.0
繰入金	502,208	1,724,275	△ 70.9	公債費	3,017,573	2,963,932	1.8
繰越金	449,025	219,427	104.6	扶助費	2,843,950	2,875,710	△ 1.1
分担金及び負担金	418,437	453,121	△ 7.7	普通建設事業費	4,632,591	1,948,581	137.7
使用料及び手数料	266,085	299,582	△ 11.2	災害復旧事業費	587,397	307,404	91.1
財産収入・寄附金	81,975	49,979	64.0	物件費	2,675,209	2,530,130	5.7
諸収入	292,092	240,252	21.6	補助費等	3,363,129	3,370,195	△ 0.2
地方交付税	7,246,809	7,149,278	1.4	維持補修費	48,844	66,626	△ 26.7
交付金等	920,352	903,314	1.9	繰出金 (特別会計に対する)	1,514,172	2,344,521	△ 35.4
国庫支出金	2,141,942	2,015,161	6.3	積立金	88,516	282,013	△ 68.6
県支出金	1,648,213	1,715,886	△ 3.9	投資及び出資金	138,700	0	—
市債（新規発行額）	4,352,600	2,715,600	60.3	貸付金	1,854	1,760	5.3
計	21,759,797	20,949,837	3.9	計	21,540,036	19,456,190	10.7
基金残高	4,645,952	4,992,742	△ 6.9	市債残高	27,708,437	26,249,682	5.6

◎ 用語の説明

・ 一般会計	市の行政運営の基本的な経費を計上した会計。特別会計で計上される以外の全ての経理を処理する。
・ 特別会計	市が特定の事業を行うために、一般会計と区分して経理する会計。国民健康保険特別会計や、介護保険特別会計などがある。
・ 公営企業	上水道事業、簡易水道事業、下水道事業など、地方公共団体が経営する事業で、主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入で賄うもの。
・ 実質赤字額	歳入総額を上回って支出した額。五條市においてはありません。
・ 標準財政規模	標準的な状態で通常収入されると見込まれる市税、普通交付税など経常的一般財源の規模を示すもの。自治体の標準的な状態での財政規模を表す指標。
・ 一般財源	用途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源。市税や普通交付税、地方譲与税などがこれにあたる。
・ 基金	特定目的のために資金を積み立てたり、定額の資金を運用するために設けられる資金等のことで、簡単に言うと五條市の持っている貯金。
・ 市債	市が財政上必要とする資金を外部から調達するために負担する債務で、その返済が年度を越えて行われるもの。いわゆる五條市の借入金。 基本的に道路、学校、公園など、長期にわたり利用できる公共施設を整備する際の経費に充当するために発行（起債）し、後年度にわたって返済していくことによって、将来利用する市民の方々にも、その経費の一部を負担していただく方法として活用している。



【お問い合わせ先】

五條市 総務部 財政課 財政係

電話：0747-22-4001（内線212・248）

Fax：0747-25-0629